

平成31年度市民税・都民税 納税通知書を発送します

平成31年度市民税・都民税の納税通知書を6月10日(月)に発送します。今回発送する納税通知書は、徴収方法が普通徴収(納付書または口座振替による納付)の方と、公的年金からの特別徴収(年金天引き)の方が対象です。

※非課税の方への送付はありません。また、徴収方法が給与からの特別徴収(給与天引き)になっている方には、特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)を勤務先へ送付していただきます。

◎給与天引きしている方で納税通知書が届く方
給与以外の収入(公的年金などの雑所得、事業所得、不動産所得など)があった方は、徴収方法が特別徴収と普通徴収の両方になる場合があります。この場合は給与からの特別徴収の方も納税通知書が届きますので内容をご確認ください。

◎公的年金からの天引きが中止になる方
市民税・都民税を公的年金



からの天引きで納めていた方から平成31年度市民税・都民税の税額が、平成30年度から大幅に減少した場合、公的年金からの天引きが8月から中止になります。その際、納め過ぎが発生し還付になる場合があります。なお、前記に該当する方は納税通知書の備考欄に「公的年金からの特別徴収を8月より中止します」と記載していただきます。また、還付になる場合は納税課から後日通知を発送します。

◎65歳未満で公的年金と給与所得がある方
65歳未満で公的年金などの所得と給与所得があり、給与所得に係る市民税・都民税が給与から特別徴収(給与天引き)されている方は、公的年金などの所得と合わせて給与から特別徴収することができ、ご希望の方は、勤務先の担当者に申し込んでください。なお、給与所得に係る市民税・都民税の徴収方法が普通徴収の方の取り扱いに変更ありません。

◎市民税・都民税の税率
市民税・都民税は、均等割額と所得割額の合計が、年税額として課税されます。▼均等割額Ⅱ所得金額に関わらず5000円(市民税3500円、都民税1500円)▼所得割額Ⅱ一律10%(市民税6%、都民税4%)。

◎平成31年度課税・非課税証明書
平成31年度の同証明書は6月10日(月)から発行します。コンビニエンスストアでの同証明書と納税証明書の発行は、システム更新作業のため、6月7日(金)午後8時ごろから停止し、11日(火)午前6時半から開始します。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは課税課市民税係 ☎470-7777(内線2333-2337)へ。

平成31年度国民健康保険税(国保税)の税率などが改定になります

～厳しい国保財政にご理解とご協力を～

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに、加入する皆さんが経済的負担を抑え、安心して医療が受けられるように保険として制度化されたものです。国保制度は財源を国や都などの公費と、加入者の皆さんから納めていただく国保税によって支えられています。近年の急速な高齢化や医療技術の高度化などにより、極めて厳しい財政運営を強いられています。

平成31年度国保税の税率改定について

昨年度から、都が市と共に保険者となり、一体となって新たに制度を運営しています。都が財政運営の責任主体となり、市は都が決定した納付金を納め、都から医療費の支払いに必要な交付金を受け取る仕組みとなっています。

しかし、市から都への納付金の支払いに要する財源不足額が、約7億1800万円に

上ることが見込まれています。財源の不足は国保税によって対応することが基本ですが、そのすべてを国保税の引き上げで補うと加入者の皆さんの多大な負担になることから、今年度は納付金の財源の補てんに一般会計繰入金(赤字繰り入れ)を3億7200万円、国民健康保険事業運営基金(貯金)から5000万円を投入した上で、改定総額を約1300万円としました。その結果、1人当たりの平均引き上げ額は約458円となっています(下表)。ただし、保健事業などのその他の財源不足への対応分を合わせた一般会計からの繰り入れ赤字繰り入れは、約5億2571万円に上り、依然として非常に厳しい予算となっています。

国保税の算定方法

国保税は、負担能力にに応じて算出される所得割と、受益者負担の観点から負担いた

表1 税率等改定表

	年度	所得割率	均等割額	課税限度額	
				平成30年度	平成31年度
医療分	30	4.90%	3万2,900円	58万円	61万円
	31			61万円	
後期高齢者支援分	30	1.94%	1万2,700円	19万円	
	31	1.97%			
介護分	30	1.61%	1万4,000円	16万円	
	31	1.67%			

資料 国民健康保険税計算例

例	世帯構成の例	収入などの状況	保険税額		軽減
			平成30年度	平成31年度	
1	68歳、1人で加入	年金収入150万円	1万3,600円	1万3,600円	7割
2	45歳、1人で加入	給与収入125万円	5万2,400円	5万2,700円	5割
3	68歳、65歳の夫婦で加入	年金収入265万円	14万9,500円	14万9,800円	2割
4	39歳、33歳、7歳の家族3人で加入	給与収入350万円	26万9,400円	27万円	-
5	40歳、45歳、10歳、7歳の家族4人で加入	給与収入500万円	47万4,700円	47万7,500円	-

後期高齢者医療保険料は、一定の金額を負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額を被保険者一人ひとりに納めていただくものです。同保険料は、世帯の所得水準に応じて軽減されますが、制度の持続性を高め、世代間・世代内の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成31年度の軽減特例が次の通り見直されました。

◎均等割額の軽減 同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額(※1)を基に均等割額を軽減します。65歳以上の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します(下表1参照)。

(※1)総所得金額等を合計した額Ⅱ前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期

表1 均等割額の軽減割合

総所得金額等の合計額	平成31年度軽減割合
33万円以下(被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない)	8割
33万円以下で上記以外	8.5割
33万円+(28万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(51万円×被保険者の数)以下	2割

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象になります。
※世帯の判定は、当該年度の4月1日時点(年度の途中で制度の対象になった場合は資格取得日)で行います。

表2 所得割額の軽減割合(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減)

賦課のもととなる所得金額	平成30・31年度軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

表3 被扶養者軽減

均等割額	5割軽減(加入から2年を経過する月まで)
所得割額	掛かりません

◎所得割Ⅱ課税年度の前年中における被保険者の所得に応じて計算

◎均等割Ⅱ世帯の被保険者数に応じて計算

平成31年度の変更点

◎課税限度額の引き上げⅡ左表1の通り

◎5割・2割軽減判定所得の見直しⅡ5割・2割軽減判定所得の基準を、経済動向を踏まえて見直し、基準を緩和します

◎総額約1300万円の改

定Ⅱ所得割率および課税限度額の引き上げなどにより改定されます。

◎非自発的失業の軽減申告に関する規定の見直しⅡ非自発的失業の軽減申告に当たり、雇用保険受給資格者証などの提示について文言を整理しました

◎応益割(均等割)に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しⅡ旧被扶養者に係る応益割(均等割)について、後期高齢者医療制度と同様に、資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの月の間に限り実施することとなります

時代の変化に対応し、将来にわたって安定した国保事業の運営ができるように、国保の税率などを改定しました。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470-77733

後期高齢者医療制度 平成31年度の保険料の軽減特例が見直されました



後期高齢者医療保険料は、一定の金額を負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額を被保険者一人ひとりに納めていただくものです。同保険料は、世帯の所得水準に応じて軽減されますが、制度の持続性を高め、世代間・世代内の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成31年度の軽減特例が次の通り見直されました。

◎均等割額の軽減 同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額(※1)を基に均等割額を軽減します。65歳以上の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します(下表1参照)。

(※1)総所得金額等を合計した額Ⅱ前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

◎市に所得情報がない方(児童手当を市から受給していない方、生計中心者が市外の方) 現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係 ☎470-7736へ。

を6月7日(金)に郵送しますので、必要事項を記入し、添付書類をご用意の上、次の通り提出してください。現況届が未提出の場合、10月以降の医療証の交付が受けられなくなりますので、ご注意ください。

【提出期限】6月28日(金)

【提出方法】同封の返信用封筒で郵送してください

健康保険証の資格確認

現在、医療証をお持ちの方で、お子さんの加入している健康保険証が変わったときは、届け出が必要です。お済みでない場合は、新しい健康保険証の写しを添えて同課に変更届を提出してください。